

## GHQの宗教政策について

——いわゆる「神道指令」と一九四五年以後の日本の社会システムについて<sup>①</sup>

深井智朗

はじめに——方法論、研究史概略、報告の視点

### 本論の目的と方法論について

この研究は一九四五年一月一日にGHQから出された「神道指令」、正確には「覚書『国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布ノ廃止ニ関スル件』」の思想的な、あるいは正確には神学史的な解釈である。<sup>②</sup>

結論を先取りするというならば、この覚書は「神道指令」という名前がついていたことは不幸なことであつたこと、すなわち、この指令は宗教の問題、あるいは特殊神道問題としてだけ理解されるべきはなく、より広く一九四五年以後の社会システム全体を規定することになる指令として読まれるべきだ、ということを主張してみたい。そのような主張を

展開する背後には、「神道指令」とは、GHQが占領マニユアルにある当初の宗教政策を超えて、さらに神道についての誤った理解に基づいて、他のどこにも存在していないようなディカルな政治と宗教との分離の原則を日本に適應した不当なものであったという理解が存在し、<sup>③</sup>さらには今日法解釈においてはほぼ定説となつていかに思われるような日本国憲法第二一条と八九条とを、「神道指令」と結びつけて解釈することに對する疑義が存在しているからである。<sup>④</sup>それに対して本論では「神道指令」をひとつの理念史的・精神史的な文脈において理解することで、この「覚書」は不当なものではなく、GHQの宗教政策の必然的な帰結であり、それは戦後の日本の社会システムの根幹に関わるものであったということを主張してみたいと思う。

このような目的をもつた本研究においては、「神学史的な方法論」を採用することになる。「神学史」とは、単に「神学」の「歴史」という意味ではなく、昨今のドイツではTheologiegeschichteという言い方は、特別な意味を持つており、ひとつの神学的立場、あるいは方法論を意味している。それ故にそのような意味も含めて翻訳するならば、それは「神学Ⅱ社会史的方法」と訳することができるであろう。

神学史という方法論を主張する研究者たちによれば、神学は、神論やキリスト論といういわば「狭義の神学」の他に、そのような信仰上のドグマの社会的な帰結を考える課題をもっているものであり、それを彼らの「神学史」の課題と考えている。すなわち、ある信仰的な確信とか宗教上のドグマの研究も当然神学の研究課題であるが、他方でそのような信仰的確信や宗教上のドグマを持った人々や集団がそのような宗教的な確信の帰結としてどのような社会的な行動をとるのか、ということの研究しようとするわけである。「木はその実によつて知られる」ということがあるが、「神学史」とはそのような視点からの神学研究である。

## 研究史概観

「神道指令」を含むGHQの宗教政策の研究については既に柴田史子氏による優れた紹介があるのだが、ここでは本研究の立場からそれらを以下のような三つのタイプに分類してみたい。

第一のタイプは、「神道」の側からの研究である。このタイプの研究は「神道指令」は基本的には「不当なもの」であるという立場に立っている<sup>⑥</sup>。すなわち日本における宗教政策はいわゆる「人権指令」で十分であったのであり、GHQは「神道指令」において誤った神道理解に基づいて神道に不当な取り扱いをしたという前提に基づく研究である。

たとえば『神道指令と戦後の神道』（神社新報社）という資料集によれば、一九四五年二月一日にGHQから出された「神道指令」によつて「日本の神社制度は史上かつてない急激な大変革に直面」（一）したのであり、この「指令が日本の神社と国民意識に与えた影響は、すこぶる重大であつて、神社神道史上、とくに銘記さるべき歴史的意思を有する」（同）ものだということになる。さらに次のように述べてもいる。「この指令は、日本の神社制度の変革を命じただけではなく、制度とともに日本人の神道的国民意識そのものを決定的に変質させ、革命することを目的とするものであつた」（同）。「世上、この指令の史的意思をもつて、神社が国および公権力から特殊の特権的地位を与えられていたのを、すべて廃して、宗教平等の原則を打ち立てた変革であつたと称する者が少なくない。だが問題は、ただその程度に止まるものではなかつた。『宗教の平等』ではなくして、明らかに神道への差別的圧迫であつた」。「この激しい嵐の中で、神社人は、耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍んで、新制度の下に神社と神道とを護持しつづけて来た。……長い七年の占領が終わつて、神道指令は失効したけれども、占領中に、その指令の目標とするところは、憲法条文そのほかの指令の中に移入されていた。しかも指令の精神は、教育その他の手段を通じて、大きな影響を残したままであつた」。

た。」(同)「しかしながら占領軍の権力が、いかに絶大であったとは言え、数千年にわたって、日本民族の中に浸透してきた神道が、外人征服者の欲するがままに消え去り、変質するはずもなかった。民族意識の中には、神道意識が浸透しており、それは征服権力の残して行つた占領政策の成果を、いつしか、時とともに是正する潮流を生み出すことになった。指令にもとづいて廃止された紀元節が復活したのをはじめ、多くの法令についても、その解釈運用が改められた。」(二)。

このような見方は神社本庁のいわは信仰の確信に基づいた見解であろう。それに対して大原康男氏の『神道指令の研究』はより実証的であり、論理的で、神道の側がこの指令についてどのように考えていたのかをよく理解することができる。しかしその研究のモチーフは神社本庁のそれとそれほど異なっていない。大原氏の研究は二つの点に集約される。ひとつは「神道指令」の意図の解明であり、それは彼によれば次のようになる。「占領政策全体の文脈の中で神道指令が本来目指したものは、指令の第一項の冒頭に掲げられた信教の自由を保証し、『軍国主義・超国家主義』を廃絶することにあつて、第二項にいう『宗教と国家の分離』は二次的な事柄であつた」(三三六頁)。すなわち大原氏は、これによつてGHQの宗教政策の意図は「信教の自由」で十分だったのであり、神道指令に含まれる「宗教と国家との分離」は明らかに神道に対するピンポイントの不当な弾圧であつたということを主張しようとしている。

もうひとつは「神道指令」と「日本国憲法」二十条、八十九条との不連続性という視点である。彼は次のように述べている。「重要な問題は神道指令と日本国憲法の関係である。一体、憲法二十条、八十九条にいう政教分離規定の立法主旨は本指令とどう関わるのか。これを『憲法二十条は神道指令の主旨を憲法上に明記したものである』と考へ、指令第二項にいう『本指令の目的は宗教を国家から分離することにある』をそのまま憲法解釈に導入して、憲法は国家や公共団体が宗教的色彩を有する事象に関わることを一切禁止していると解する、完全分離主義の立場をとるのがこれまでの憲法解釈学の通説的見解であつたと言えよう。」それに対して大原氏はそのような解釈は占領政策のGHQの意図で

はなく、憲法を「神道指令」の線で解釈し、完全な宗教と国家の分離の線で二十条、八十九条を解釈することはできないと主張している。

第二の研究は第一と第三の研究の間におかれるべき研究で、アメリカ側の研究である。これは最近の日本研究に顕著なことでもあるが、宗教政策のみならず、占領史の研究は一次資料の問題もあつて、言語の問題を除けば、圧倒的にアメリカ側の研究者に研究環境としては有利であつた。このような中でGHQの民間情報局で直接占領下の宗教政策のための調査や助言を担当した元宣教師W・P・ウッダードの研究は重要である。彼は実は一九四六年の五月に正式に民間情報局に入っているので、「神道指令」の作成に直接関与していなが、この指令の運用については、彼は関与しているし、この意図についてもつとよく理解し得ていたひとりである。ウッダードの研究は、占領マニュアルにおける「宗教の自由」の確立から「神道指令」が出るまでの経過を説明したという点で優れたものである。またその後占領史に関する資料が公にされることによつて彼の研究がかなり正確なものであることが明らかにされた。<sup>⑦</sup>

第三の研究はこの問題について広い意味での宗教社会学的なアプローチである。その代表的なものは、井門富二夫氏の研究グループが昭和六〇年から六二年まで科研究費を受けて行つた「連合軍の日本占領と日本宗教に関する基礎的研究」である。<sup>⑧</sup> この研究は広範囲に及ぶものであり、その意図は「前大戦の敗戦と連合軍による日本占領という日本近代史上未曾有の出来事が、日本の宗教制度や宗教の展開にいかなる影響を及ぼしたかという問題を今日の問題状況の中で改めて研究しようとするもの」(七)であるという井門氏の「序論」に明らかである。これはその時代の各宗教の側の対応や、GHQの政策を学際的に研究したという点で優れたものである。

これまでの研究は、以上のような三つの立場に分類することができるとであろう。それではこれらの先行研究に対して、本研究はどのような立場から「神道指令」を扱うのであろうか。本報告の視点は「神道指令」の意図をGHQの宗教政策の「信教の自由」の確立の必然的な帰結と見るものである。すなわち「神道指令」はGHQの占領政策の中にあ

った「信教の自由」の確立の不当な拡大や神道への不当な弾圧ではなく、「占領軍の宗教政策」は「信教の自由」の特定の歴史的なタイプと結びついたために「神道指令」における「宗教と国家との分離の原則」へと展開したのであり、占領軍の宗教政策は「信教の自由」と「教会と国家との分離の原則」の両面が確立されることよって完成したというものである。さらには、この「神道指令」と「日本国憲法」二十条、八十九条とを結びつけて考える立場を擁護しようとするものである。

さらに本論はこのような視点からの「神道指令」及び占領軍の宗教政策を「教会論」の視点から説明してみたいと思う。「教会論」の視点という言い方は誤解を招くかもしれないし、ひとを惑わす言い方かもしれない。それは神学者にありがちな独善的な議論だと批判されるかもしれない。「神道指令」を中心としたGHQの宗教政策と、教会論とがどういうに関係しているのかと言われるかもしれない。しかし本研究は、GHQの宗教政策のみならず、戦後の日本社会の転換、あるいは戦後の社会システムにおける変化について考える場合に「教会論の視点」からの研究は意外にも妥当性を持つていてはないかと考えている。それでは「神道指令」及び占領軍の宗教政策の「教会論」的な考察とは具体的に何を意味しているのだろうか。

本研究が「教会論」と言う場合、それは一般に考えられているような、教会の制度とか、教会の本質とか、キリストの身体としての教会とか、サクラメント論、あるいは教職論、救済機関論などを扱う教義学の問題としての教会論ではない。そうではなくて、ここでいう「教会論」とは既に述べた「神学史」の視点からの教会論である。<sup>9)</sup>すなわち「神道指令」の意図の解釈は、近代のプロテスタントイジムの歴史の中で生み出されて来た概念（あるいはそれを文化価値と呼ぶべきかもしれないが）、あるいはそのような理念の歴史との関連で理解される必要があるというものである。なぜなら「神道指令」の解釈で問題になる「信教の自由」や「宗教と国家との分離の原則」という問題は、実はある宗教団体の歴史的な形態の中から生み出されたものだからである。すなわち「信教の自由」は必ずしも「宗教と国家との分離

の原則」と結びつくわけではなく、日本の占領政策において両者が結びついているということは、日本の宗教政策は、あるいは日本の宗教システムは明らかにある宗教団体の特定の歴史的な形態と結びついたことである。本論はそれをピューリタニズムの伝統に見ている。そうであるならば、一九四五年以後の日本の宗教システムを規定することになった原則は、もとをたせば一七世紀の分離派の教会論の社会的な帰結なのであるということができるであろう。すなわちなぜこのような社会と宗教との関係が生まれたのかと言えば、それは一七世紀の分離派が独特の教会についてのドグマを持ったからなのである。これが「神道指令」を教会論の立場から考察しようとすることの根拠である。繰り返すならば、どのような教会論を持つかということが問題であり、その選択によってその人々の行動、すなわち教会形成をめぐる行動が異なってくるわけである。そして明らかにこの行動の社会的な帰結、すなわち教会と国家との関係も異なってくる。

そうであるならば、一九四五年の日本において起こったことも、この「教会論」の問題から整理してみると新しい切り口が見えてくるのではないだろうかというのが本論の視点である。あるいはこの切り口は、一九四五年以後の日本の社会システムについて、これまであまり意識していない面を明らかにすることになるのではないだろうか。それ故に、本論は占領軍の宗教政策についての、政治思想的な考察でもなく、社会学的考察でもなく、神学史的考察ということになる。本論ではこの神学史という視点からの「神道指令」の読み方を提示してみたい。

## 一 占領の目的と宗教の問題

今日資料も公開され、よく知られているように、アメリカによる戦後日本の占領政策は、開戦後、かなり早い段階か

ら準備され、立案されていた。<sup>10)</sup> これらの占領政策案の主旨は、GHQによってまとめられた『占領史』からも、以下の二点において一貫していたと言つてよい。第一の点は「日本が再びアメリカに脅威を与え、あるいは世界の平和と治安に危害をおよぼすことのないよう、日本から超国家主義と軍事主義とを一掃すること」であり、第二は「国際連合憲章の理念と原則を遵守し、自由に表明された国民の意思に基づいて、平和を愛好し、責任を明らかにする新しい政府を樹立するように指導すること」であつた。<sup>11)</sup> あるいは次のようにこの二つは説明され得るかもしれない。第一の点は、日本の「非軍事化」ということである。第二の点は、解釈が分かれるところであるが、たとえば阿部美哉氏が適切な言葉で指摘している通り「アメリカ的な習慣や信条になじむようにするために、日本社会の政治的・経済的・社会的諸制度や行動、価値観に永久的な変化をもたらすための種々の方策を施行」することにあつたということができるであろう。<sup>12)</sup>

このような目的をもつた占領政策の実施にあたり、現地の最高指令官に選ばれたのがダグラス・マッカーサーであつたことはよく知られている。彼は自らの職務についてどのように考えていたのかということとその『回想録』の中で次のように述べている。「私がやろうと考えている一連の改革は日本を現代のリベラルな思想や行動のレベルにまで持つて行くのに役立つはずであつた。まず軍事力を解体する。戦犯を処罰し、代議制による政治形態を形成する。憲法を近代化する。自由選挙を行い、婦人に参政権を与える。政治犯を釈放し、農民を解放する。自由な労働運動を育て上げ、自由経済を促進し、警察による弾圧を廃止し、自由で責任のある新聞を育てる。教育を自由化し、政治的権力の集中の排除をすすめる。そして宗教と国家とを分離する」。<sup>13)</sup> 彼が『回想録』の中で述べていることは、彼がそれに従つた占領マニユアルに照らしても正当なものであつた。

マッカーサーは日本にやつてきた時、連合国軍最高司令官であり、同時にアメリカの太平洋方面軍の最高司令官でもあつた。つまり彼は連合国政府を代表する極東委員会の指令のもとにあり、他方でアメリカ政府の指令のもとにもあつた。もつとも極東委員会は米ソの対立の前にはほとんど意味をもつていなかったたので、彼は基本的にはアメリカ政府が用

意した『連合国最高司令官ニ対スル降伏後初期ノ基本指令』（いわゆる・JCS一三八〇／一五）に規定されて日本の占領政策を開始した。<sup>14</sup> この『基本指令』は、「一般のおよび政治的課題」、「経済的および民政的課題」、「財政的課題」の三部分から成り立っており、合計五〇のパラグラフがあつた。そしてマッカーサーはこの指令を実行に移すために、それぞれのパラグラフを担当する一三の部局をGHQ内部に編成している。宗教問題を扱つたのはその中の「民間情報教育局宗教課」であつた。<sup>15</sup>

それでは宗教の問題は具体的にはどのように扱われていたのであろうか。阿部美哉氏によれば、『基本指令』の中で、「民間情報教育局宗教課」が取り扱つたパラグラフの中で「神道指令」と結びついたものはおよそ以下の通りである。すなわち第一に「第三パラグラフa項により、民間情報教育局は『社会的諸制度のなかに民主主義的傾向を強化する』責任を負う」。第二に「第九パラグラフa項により、民間情報教育局は『日本の軍事主義的および超国家主義的宣伝を抑止し……日本政府による神道体制の支援を禁止し、……民主主義的な理念と原則を宣布する』責任を負う」。第三に「第九パラグラフe項により、民間情報教育局には『宗教的礼拝の自由の宣言』および『公安の保たれる範囲内で、思想、言論、出版、集会の自由を保障する』責任が課される」。第四に「第一〇パラグラフe項により、民間情報教育局は『歴史的、文化のおよび宗教的な財を保護し、保存する』責任を負う」<sup>16</sup>。

このように占領政策のかなり主要な部分として、いやそれどころか日本の民主化の要として宗教の問題が取り扱われていることがわかる。それではなぜ占領政策の中で宗教の問題が重視されたのであろうか。「なぜ占領軍は信教の自由の確立は日本国民が民主的に取り扱ふべき国内問題である」<sup>17</sup>と考へなかつたのだろうか。あるいは「なぜ日本の伝統的な国家と宗教との関係が廃止されなければならなかつたのか、また、なぜ神道の国家祭祀としての取り扱ひを解消させなければならなかつたのか」<sup>18</sup>。W・P・ウッダードはこの問題について以下のように答えている。「総司令部の指令によつて信教の自由が確立された理由は、信教の自由がデモクラティックな社会と同義語とみなされ、またその他の方法で

## 二 「神道指令」の読み方

以上のような視点から見ると、占領軍の宗教政策が「信教の自由の確立」という課題をもつてなされたことは明らかであり、それは日本の占領のために、また日本が民主的な国家として出発するための最重要課題のひとつであったことは明らかである。それではこのような文脈の中で「神道指令」はどのように読まれるべきなのであろうか。

この問題を考えるために二つの視点からの考察を進める必要がある。ひとつは「信教の自由の確立」という課題と「神道指令」におけるラディカルな「国家と宗教との分離の原則」とをどのように関係付けることができるかという点である。もうひとつは「神道指令」と「日本国憲法」との関係である。この二点から「神道指令」を考えた場合、二つの陣営が想定されることになる。

ひとつは、「神道指令」を世界のどこにも存在していないような厳格な「宗教と国家との分離の原則」を神道に不当に適用したものであり、日本における宗教政策は「人権指令」で十分であったのであり、これを「日本国憲法」の信教の自由に接続させることはできないと考える神道の立場である。

たとえば既に指摘した通り大原康男氏は「法学者たちがここから憲法は国家や公共団体が宗教的色彩を有する事象に関わることを一切禁止していると解釈する、完全分離主義の立場をとるのがこれまでの憲法解釈の通説的見解であった」<sup>21</sup>が、そのように言いかどうか疑問であると述べている。大原氏がこの立場を取り得ないとする根拠、すなわち「神道指令」が日本の宗教政策としては占領マニュアルを逸脱した、不当なものであるとする根拠は、この指令が日本の宗教政策として不適切であったとGHQ自身が認めているからというものである。大原氏は次のように述べてい

それではホルトムの神道理解というのは何に依存しているかと言えばそれは加藤玄智の神道理解で、ホムストは加藤の『神道の宗教的発展史的研究』の書評も書いている。加藤の神道理解は以下のようなものである。「宗派神道は目下一三派に分かれて、文部省の宗務局管下に属し、仏教及び基督教と同様に、行政上宗教として取り扱われている。又国家的神道は学問上からは更に神社神道と国体神道の両方に小別され、その両者ともに政府当局は之を宗教としては取り扱わないが、余の卑見を以つてすれば、国家的神道もむろん宗教であつて、その外形形式の方面は主として神社神道として現れ、その精神内容は国体神道として、古今一貫その存在を保持してきていると思う。国家的神道は神社神道として内務省神社局の支配を受け、国体神道としては我国教育の根本義を形成し、抛つて文部省の監督の下で、学校教育は何れも国体神道の精神にそつて実行されてをるし、政治の方面においても、この国体的神道の精神で我国の政治が行われている。」

「宗派神道」というのは諸宗教とならぶ、あるいは外来の宗教と同じように宗教団体として活動する神道である。これについては「神道指令」も宗教団体として存続すると考えている。しかしここではその他に神道には「神社神道」と「国体神道」とがあり、これは「国家的神道」と呼ばれ、明治期以来なされた国営化された神道のことだということになる。それ故にこれも元来は宗教だということになる。厳密に定義するならば、「国営化された国家的神道」ということになる。「国営化された国家的神道」には具体的な形態としての「神社神道」、またその精神内容を言い表す「国体神道」があるということになる。ホムストはこの加藤の分類をしばしば用し、それぞれに「国家的神道」を State Shinto、「国体神道」を National Structure Shinto という訳語を与えている。そう理解するならば、神社神道と国体神道というのはともに国営化されていたが、元来宗教であるということになり、それが「神道指令」によつて国営であることが外れたとしても宗教として残ることになり、神道指令が「国家神道」という曖昧な用語で、神道の元来の宗教的な内容にまで立ち入っていることは国際法上認められない占領政策ということになる。

確かに神道の分類や解釈にGHQの混乱があつたことは事実であり、そのあたりの事情はW・P・ウッドワードが整理しているので、ここでは詳しく取り扱う必要はないであろう。しかしそれをもって、「神道指令」が神道に対する不当な取り扱いだということではできない。大原氏が言うように「国家神道」と「神社神道」が同一視されていたとしても、それはこの指令の根幹に触れる問題ではないはずだからである。新しい社会システムの導入のため信教の自由が確立されねばならず、そのためには神道の国営化が解除されねばならず、それは国家と宗教とを分離するという社会システムをとまなう信教の自由の確立によってなされたものだったのである。

それ故に大原氏が展開する「占領政策全体の文脈の中で神道指令が本来目指したものは、指令の第一項の冒頭に掲げられた信教の自由を保障して、『軍国主義・超国家主義』を廃絶することにあつて、第二項にいう『宗教と国家との分離』は二次的な事柄であつたことが明らかになる」（三三六頁）という見方は成り立たないことになる。占領軍の宗教政策においてなされたのは、「教会と国家の分離の原則」を要求するタイプの「信教の自由」だったのである。それ故に「信教の自由」を確立するために出された「人権指令」はその裏面に「神道指令」における「国家と宗教との分離の原則」を必要としたのである。

第二の立場は、「神道指令」の精神を一方では「日本国憲法」へと接続させ、日本における一九四五年以後の社会システムの要として理解し、他方でこの指令を「人権指令」で確立された「信教の自由」の思想とその歴史的な淵源へと接続させようとする読み方であり、それが本論の読み方であり、そのために神学史的な方法が有効になる。次にそのような読み方を提示してみたい。

### 三 「神道指令」の神学史的な読み方は可能か？

ここで提示されるべき「神道指令」の神学史的な読み方に従えば、「神道指令」は「人権指令」とセットで取り扱われねばならないことになる。「人権指令」とは、一九四五年一〇月四日に出されたいわゆる「覚書『政治的、社会的及び宗教的自由ニ対スル制限除去ノ件』」のことであり、これまで「神道指令」と呼んできたものは「覚書『国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びニ弘布ノ廃止ニ関スル件』」である。<sup>(2)</sup> ちなみに占領軍から出された「指令」は占領政策の開始後のいくつかに限定されており、それ以後は「覚書」という名称が用いられるようになった。

このいわゆる「人権指令」では、有名な「治安維持法」の廃止や政治犯の釈放と並んで、「信教の自由」の原則が宣言されている。すなわち「思想、宗教、集会および言論の自由を制限するすべての法律およびすべての思想統制法を廃止すること」。そして「すべての秘密警察および思想、言論、宗教、もしくは集会の検閲や統制にかかわるその他の機関を廃止し、それらの役人を役所から永久に追放する」とされている。

これに対して『神道指令』においては神道の国営化の禁止と共に「宗教と国家との分離の原則」が宣言されている。第一部の冒頭でまず次のように述べられている。「国家指定の宗教乃至祭式に対する信仰或は信仰告白の（直接的或は間接的）強制より日本国民を解放する為に戦争犯罪、敗北、苦惱、困窮及び現在の悲惨なる状態を招来せる『イデオロギー』に対する強制的財政援助より生ずる日本国民の経済的負担を取り除く為に神道の教理並びに信仰を歪曲して日本国民を欺き戦略戦争へ誘導するために意図された軍国主義的並びに過激なる国家主義的宣伝に利用するが如きことの再

び起こることを防止する為に再教育に依つて国民生活を更新し永久の平和及民主主義の理想に基礎を置く新日本建設を實現せしむる計量に対して日本国民を援助する為に茲に左の指令を発す。」これが国営化され、国家カルト化した神道をそのような状況から解放するという課題であり、「神道の教理並びに信仰を歪曲して日本国民を欺き戦略戦争へ誘導するために意図された軍国主義的並びに過激なる国家主義的宣伝」とすることなことの禁止と云うことである。そして「神道指令」ではその第二部の冒頭で、もうひとつの目的について次のように述べている。「二（イ）本指令の目的は宗教を国家より分離するにある、また宗教を政治的目的に誤用することを防止し正確に同じ機会と保護を与へられる権利を有するあらゆる宗教、信仰、信条を正確に同じ法的根拠の上に立たしめるにある、本指令は常に神道に対してのみならずあらゆる宗教、信仰、宗派、信条乃至哲学の信奉者に対しても政府と特殊の關係を持つことを禁じまた軍国主義的乃至過激なる国家主義的「イデオロギー」の宣伝、弘布を禁ずるものである。」（以上「神道指令」からの引用は現代的な表記に直して行つた）。

それ故に「神道指令」では「人權指令」において既に確立された「信教の自由」の具体的な展開、あるいは「信教の自由」がどのようなタイプの「信教の自由」であつたのかを具体的に提示したものであり、両者はセットで日本における宗教政策であつたと考えるべきだというのが本論の主張である。もちろんこのような主張は、「神道指令」が占領政策における宗教の問題に関する項目である、国家による神道の利用を禁止した第一部を越えて、国家と宗教との完全分離の原則を提示した第二部がついているという点が、問題なのだという見方に対してなされているのである。そうではなく「神道指令」で「国家と宗教との完全分離の原則」と結びつく「信教の自由」が展開されたと言ひべきなのではないだろうか。さらにそれは現行憲法へと展開され、憲法第二〇条の「信教の自由」のみならず、第八九条が定める「公金支出の禁止」の条項をもつて日本の宗教法制の根幹としていふことでもある。

この指令が出される前にGHQの内部でなされたさまざまな議論があつたことはウツグードの報告によつて、さらに

最近ではそれらのかんりの資料が公開されているので知られているが、そこから「神道指令」に盛り込まれた「国家と宗教との分離」の原則が、GHQによってなされた日本における特殊事情に基づく政策であったという結論を下すことはできないであろう。なぜなら「信教の自由」を否定する国家はイスラム諸国を除けば、今日ではそれほど多くはなく、「信教の自由」を理解するには実はどのタイプの「信教の自由」であるかという「信教の自由」の類型論が必要となるからである。「国家と宗教との分離」の原則は、日本に導入された「信教の自由」がこの原則に接続するものであったからこそ可能になったのである。

「信教の自由」にはいくつかの類型が考えられている。もちろん「類型論」的に考えるということは、条約を結ぶように文字通り同じ理念が日本に導入されるということの意味するのではない。「信教の自由」にはその裏面に「国家と宗教との分離の原則」を要求する類型とそうでない類型が存在するのである。ここでの議論を明確化するために二つの類型だけを提示するならば、「国家と宗教との分離の原則」を要求する「アングロ・アメリカ・モデル」と、要求しない「大陸モデル」とが存在する。日本に導入されたのは明らかに前者であり、アメリカにおける宗教と国家との関係もその類型に入れられるモデルである。それは信教の自由が「国営宗教」を禁止し、国家と宗教との関係を分離し、宗教団体をひとつの「自発的な結社」として存在させるモデルである。それはまた国ごとにそのタイプは異なるが、かつてアングロサクソン世界に展開したプロテスタントイイズムが経験した国教会タイプの否定と、自発的結社としての自由教会の誕生という歴史的な事実へと遡る問題でもある。それ故に、「神道指令」はこのような歴史的な文脈から切り離されて特殊日本の宗教政策の問題として読まれるべきではない。

#### 四 自由教会の教会論の社会的な果実としての「教会と国家との分離の原則」

さてこのような文脈で「神道指令」を読むとすれば、ここで既に述べた「神道指令」を教会論の視点から読み直すという課題が設定されることになる。

しかしその前にまずプロテスタンティズムにおける教会論の課題について整理しておく必要があるだろう。このような課題を設定する場合に、社会における共同体の記述的な研究としての教会論は、既に定説になりつつある二つのプロテスタンティズムの区分に無関心であつてはならない。リヒャルト・ローテの有名な用語使用以来、そしてそのエルンスト・トレルチによる新しい使用によつて、プロテスタンティズムは「古プロテスタンティズム」と「新プロテスタンティズム」とに区別されてきた。<sup>23</sup> その際二つのプロテスタンティズムを明瞭に区別することができる視点は教会の社会的な性格の差異であると言つてよいであろう。<sup>24</sup> またこれは歴史的な文脈による区分であると同時に社会における共同体論としてマックス・ヴェーバーのような類型論化も可能であろう。

「古プロテスタンティズム」とは教会論の視点から言えば、中世以来のカトリックの教会論とそれほど変わらないものである。中世世界を貫く教会組織は、マックス・ヴェーバーによつて「救済アンシュタルト」と呼ばれたように、国家との緊密な関係のもとに、人間の救済を取り扱う救済に関する官僚組織として存在していた。それはコンスタンティヌス帝によるキリスト教の公認以来さまざまなバリエーションはあつたにしてもヨーロッパのキリスト教を規定してきたものである。そこでは教会は国教会として、国家の宗教的な政策を担う役割を果たしていたと言つてよいであろう。国家は宗教的にも教會的制度的にも統一されるべきものだ、という考え方である。

一般的には宗教改革はこのような教会システムを破壊したと考えられているが、実はいわゆる「古プロテスタントイズム」はこの古い中世的なシステムを教会論においては引き継いでいる。宗教改革後に成立したいわゆる「領邦教会」は、領主の宗教をその地の宗教とするという点で、いわゆるコンスタンティヌスモデルの地域分割・縮小化であったに過ぎないのである。それに対して「新プロテスタントイズム」の教会論は、コンスタンティヌスモデルに対して、「教会と国家との分離」を前提とした教会論であり、いわば「救済アンシユタルト」としての教会システムと対峙して立つ教会論である。それはたとえばバプテスト教会に典型的に現れ出るタイプとしての「信じる者たちの共同体」という教会論である。

重要なことは、このような教会論のタイプは、キリスト教徒たちのそれぞれの内面的な問題であるに留まらず、また教会という宗教団体のみならず、社会システムに大きな影響を及ぼしたということである。なぜなら国の保護を受けない、信者たちの自立的な共同体という考え方は、コンスタンティヌス体制を破壊するだけではなく、歴史的にはそのような共同体が可能になるような社会システムの形成にまで行きついたからである。それ故に「信じる者たちの自覚的な共同体」という意識が新しい国家システムを直接に生み出したという議論を展開することはできないにしても、ドグマとしての教会論の変化が、すなわち「救済アンシユタルト」としての教会論から「信じる者たちの自発的な共同体」という教会論への変化が、結果的には、国家と宗教との関係についての新しい社会システムを生み出したということは明らかである。それがいわゆる一七世紀のピューリタニズム以降生じた社会システムの転換の源泉である。

教会論というのは信仰や信者の共同体のいわば内面の問題であるが、他方でどのような教会論を持つかによって、まったく違った社会的な帰結を生み出すという点では、社会学的な問題でもある。この教会論の視点から一九四五年を見るならば、その変化、すなわち社会における宗教団体のあり方、あるいは国家と宗教との関係の変化は明らかである。それは「国教会モデル」から「自由教会モデル」への転換であり、「国家と宗教との分離の原則」を要求しない「信教

の自由」モデルから、要求するモデルへの転換である。

## 五 GHQの宗教政策はどのように受け取られたか

それでは「神道指令」を日本社会はどのように受け取ったのであろうか。さまざまな資料が示す「神道指令」の受容は、明らかにこの指令の意図の無理解であったと言つてよいであろう。「神道指令」はこれまでの精神的な分析からも明らかのように、それが導入されると社会システムがラディカルな転換をその帰結として必然的に迫られるようなものであった。それは単に宗教システム問題ではなく、社会の全体システムに関わる問題であった。しかし、これからはじまろうとしている日本の社会システム全体にわたるトータルな転換のいわば「先取り」であり、「前哨戦」である「神道指令」の意図は十分に理解されなかったと言つてよいであろう。あるいは逆説的な言い方であるが、この指令を出し、運用したGHQ自身がこの指令が持つようになる帰結について正しい認識を持っていなかったということも十分に考えられることである。しかし一九四五年以後の日本は他国の経済システムをその移入先よりも上手く用いた時代があったように、この国家と宗教との関係システムも、その精神を理解しているかどうかは別として、制度としてはアメリカ以上によく運用した時代があったと言つてよいであろう。それは国家と宗教との関係のアングロ・アメリカ・タイプのラディカルな適応である。

W・P・ウツグードによれば、多くの日本人は次のように考えていたと思われる。すなわち『「信教の自由」ならば既に『大日本帝国憲法』において規定されていたではないか』。確かに「大日本帝国憲法」には二八条「信教の自由」に関する条項がある。しかしそれは「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ

有ス」というものであり、戦時中にはこれに国営化された神道の強制が行われたわけであり、「信教の自由」とは名ばかりであつたと言わざるを得なかつたことは周知の事実である。どのようにして「信教の自由の原則」が骨抜きにされていったかは、占領終了後にGHQがまとめた『日本占領史<sup>26)</sup>』の中の報告がそれを適切に説明している。それは資料的に確認できるアメリカの占領政策の意図でもある。二八八九年の明治憲法は理論的には宗教的信条の自由を保障した。しかしその享受は……制限の中にあるべきものであつた。その制限は、宗教を国家政策の碑とする試みがますますうまくいくように法的權威を提供した。官僚は国家神道は宗教ではなく、愛国的な儀礼 (patriotic cult) であると主張した。そしてこのことは、すべての宗教団体の信者に神社神道の諸行事は宗教的義務に矛盾していない、それ故に信教の自由に対する脅威ではないといういいわけをしていた<sup>26)</sup>。一九四五年以前の解釈は、国営化された神道は宗教ではないので、原則としては信教の自由は守られていたという論理である。それは多くの日本人が当時抱いていた、また今日でもなお見られる考え方であろう。しかしこのような認識は大きな誤解であつた。もしそう考えるならばGHQによるこのラディカルな改革の意図は理解できないということになる。

W・P・ウツグードは、当時の日本人の戸惑いの様子をさらに次のように伝えている。「神社神道に關係する多くの人をも含めて、日本の宗教界の指導者達は、ポツダム宣言が信教の自由に言及していることを、大抵歓迎していた。彼らのほとんどは、この理念がどのようなものであるかについて、ほとんど無知であつたと言つてよい<sup>27)</sup>」。そして多くの日本人は、『確かに、戦時中にはやり過ぎがあつたが、それは国家の非常事態のせいであつて、明治憲法の欠点のせいではなく、一九三九年の宗教団体の欠陥のためでさえない。戦時を除けば、信教の自由は結構良く守られていたのだ』と考へていた<sup>28)</sup>。だからこそ「信教の自由は、これから確立されようとしているのだと聞かされると、彼らは驚いていたが、しかし、それが革命的な変化を伴うものだと、考えつきやうもしないやうであつた。それどころか、単に戦時中の強制措置が廃止され、やがて戦前の状態が回復するものと思つていた<sup>28)</sup>」。

占領軍の宗教政策は、宗教団体のあり方についてのパラダイム・シフトを日本社会に生じさせたのであるが、それについて理解できなかったということは、要するにそれがこれまでに日本になかったものの導入であったということであろう。「信教の自由は、『これから』確立されるのだ」と聞き驚いた、というエピソードはその意図を受け取ることができなかつた日本人の戸惑いを伝えている。その戸惑いを生じさせたのが、「国営宗教の樹立の禁止」という考え方であり、「社会における自発的結社としての宗教団体」という考え方に基づいたアングロ・アメリカ類型の宗教と国家との関係の規定であつたと言つてよいであろう。その根底にあるラディカルな転換とは、一九四五年の一月以後全ての宗教団体は、「宗教団税法」による許認可団体としてではなく、自発的結社として、存在することになる、という大転換である。そしてそれはや特定宗教団体が国営化されることも禁止されたのである。それはアングロサクソン世界へと展開して行つたプロテスタントイイズムが既に数百年前に経験した「国教会」から「自由教会」への転換とそれによつて生じた社会システムの変化を、今まさに極東の地で、しかも他のどの地域よりも徹底した仕方で再体験するというような出来事であつたと言つてよいであろう。そして他の地でそうであつたように、それは宗教団体の問題にとどまらず、社会システム全体のラディカルな変革を生み出したのであつた。<sup>30)</sup>

## 六 国体のラディカルな変革の意味

他方で、この宗教団体をめぐつての指令は、国家と宗教との関係を規定していたのであるから、宗教のみならず、国家や社会システムのラディカルな転換をもたらした。宗教団体のあり方についてのパラダイム・シフトの背後には、実はもつと大きな転換が生じていた、と言ふべきなのである。いや社会のラディカルなパラダイム・シフトが典型的に

現われ出たのが、いわば先取的に示されたのが宗教政策であったと言わなければならない。

日本が戦後に経験したこの大転換は、類型論的にみればアングロ・サクソン世界に展開したプロテスタンティズムが最初に経験した大転換に由来し、信仰の次元の問題としてではなく、社会システム上の問題としては、大変似ている現象が起こったと言わなければならない。すなわちそれは宗教団体としてのキリスト教会の国家との関係であり、いわば教会論問題である。しかし一九四五年に起こったことは、それを別の精神的な風土の中で、状況の中で適応したということに他ならない。それが類型論の視点から一九四五年以後の日本の社会システムを見るということである。それは日本がよりキリスト教化したというような単純なことではないし、キリスト教的になったということでも、いわゆるホイッグ史観の焼き直しでもない。そうではなく、一九四五年以後の日本の社会システムは、そして「神道指令」の精神はプロテスタントの教会論からみると、他の分析方法よりもよりよく理解できるのではないかと解釈上の問題なのである。

GHQによるこのような宗教政策がなされたことの背後には、このような宗教政策を生み出す国家観の問題が存在していたはずである。それなしにはこの大転換の意味は理解できない。いや、ここから見るときこそ日本の一九四五年以後の社会システムのラディカルな転換の意味を理解することができるのではないだろうか。さてこの日本社会に生じた大転換とは「新しい国体」、あるいは「新しい社会システム」の誕生である。確かに「新しい国体」については「神道指令」が具体的に指摘しているわけではない。天皇制度の存続がその事実を否定するという考え方があつた。しかし神道指令は、これまでの天皇制の根幹である宗教システムを否定したという点で、これまでの国体を解体することになつたとも言つてよいであろう。

この点にもつとも敏感に気がついたのであるのは神道の側であつた。すなわち「神道指令」が出ると同時に、この指令の背後にある巨大な思想的伝統に敏感に反応した例外的な人もいた。阿部美哉氏も引用しているように、当時の日本側の宗教

政策の責任者であり、「神道指令」を受けて具体的に日本の宗教問題を整理する業務を担当した文部省の宗務課長の福田繁はこの指令の背後にあるラディカルな国家観の転換を読み取り、次のように述べている。「神道指令」が発せられた時には、これを読んだ者は全て、その厳しさに驚愕の色を隠せなかつた。……『神道指令』の内容は、信教の自由と政教分離の確立、軍国主義および超国家主義の禁止であり、日本の宗教のあり方や思想に対する一つの変革を求めて発したものである。そこまでであるならばかなりの人が気づいていたことである。しかし福田はさらに次のようにも述べている。その視点が重用である。「その根底は日本の『国体』の変革を狙ったものであると思う」<sup>31</sup>。福田氏による占領史についての他の解釈には賛成できないとしても、彼が「人権指令」にはじまり「神道指令」に至った占領軍の宗教政策の「根底に日本の『国体』の変革」があつたと見ていることは正しいことではないだろうか。ウツグードもこの点を捉えているので、いわゆる「神道指令」と天皇の「人間宣言」とを結びつけて考えているのである。「神道指令」によって生じたことはまさにラディカルな国体の変革とでもいうべきものであつた。それは「教会と国家の分離の原則」という教会論的な問題と、それを導入することによって生じる社会史的な帰結なのである。「神道指令」は一方で宗教団体のあり方を規定している。しかしそれは他方で国家についての考え方のラディカルな変革を前提としていふと言つてよい。それがこの指令についての神学史的考察が明らかにしていることである。それ故にこの指令を特殊神道問題として読むだけでは不十分なのである。より広いパースペクティヴをもつて読む必要がある。すなわちそれが国家のコントロールを受けない、「自発的な結社」としての宗教団体」という見方に典型的に現れ出ている。それは一方でプロテスタントイデオロギカルな文化価値である「教会と国家との分離」に基づいた社会観の導入であり、他方で日本における自発的結社の思想のひとつの源泉ということである。戦後いち早く宗教政策において典型的に示された社会のラディカルな転換は、近年ようやく日本のトレンドとして認識されるようになったといふべきである。今日の市民社会やボランタリー・アソシエーションに関する議論の日本における淵源は「神道指令」において最初になされた「自発的結社」としての

宗教団体の規定」に遡るとも言うことができるであろう。

### 結びにかえて——神学史的考察の射程

「神道指令」によつて、その基盤が整備された社会システムの上にとどのようなシステムが導入されたのであろうか。そのひとつひとつをここで検討することはできないし、ここでの課題ではない。しかしその是非は別にして、そこにアングロ・アメリカ型の社会システムが導入されたことは間違えないことである。そしてこのような考えが占領軍による戦後の日本の社会システムの転換によつて導入されたものだということは重要なことではないだろうか。そのような国家観は思想としてはこれまでに存在していたかもしれない。また知っている人もいたはずである。しかし「神道指令」以後、それは制度化されたということである。

それは憲法解釈としても定着しているものである。「わが国では、過去において、大日本帝国憲法（以下「旧憲法」という。）に信教の自由を保障する規定（二八条）を設けていたものの、その保障は、『安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ』という同条自体の制限を伴つていたばかりではなく、国家神道に対し事実上国教的な地位が与えられ、ときとして、それに対する信仰が強制され、あるいは一部の宗教団体に対しきびしい迫害が加えられた等のこともあつて、旧憲法のもとにおける信教の自由の保障は不完全なものであることを免れなかつた。しかしながら、このような事態は、第二次大戦終了とともに一変し、昭和二〇年二月一五日、連合国最高司令官総司令部かれ政府にあつて、いわゆる神道指令（「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」）が発せられ、これにより神社神道は一宗教として他のすべての宗教と全く同一の法的基礎にたつものとされると同時

に、神道を含む一切の宗教を国家から分離するための具体的措置が明示された。昭和二十一年一月三日に公布された憲法は、明治維新以降国家と神道とが密接に結びつき前記のような種々の弊害を生じさせたことにかんがみ、新たに信教の自由を無条件に保障することとし、更にその保障を一層確実なものとするため、政教分離規定を設けるに至ったのである<sup>(32)</sup>。それは新しい社会システムに基づいた憲法解釈であろう。この社会システムは制度化したのである。

また既に述べたようにこの指令は、社会における宗教団体のあり方を規定しているが、国家と宗教との関係を規定しているのは、他方でこの両者の分離が可能となる国家と社会システムを規定しているという点では新しい社会システムを日本に要求することになった。その意味で「神道指令」は単に占領軍の宗教政策というだけではなく、占領の政策のあらゆる内容の基盤を形成するものであったと言いうことができるであろう。それが神学史の視点からみた「神道指令」の読み方となることもすでに述べた通りである。宗教団体のこのような規定は日本の軍国主義化に神道が使われ、いわば「国体カルト」としての神道を国家から分離するという政策をとまなつていたという点で、占領軍の方針である日本の非軍国化という目的とも関係していち早くなされた占領軍の政策であつたと言いうことができる。

このように考えるならば「神道指令」によつて生じた、一九四五年以後の日本社会のラディカルな変化についての考察から次のような結論的な命題を導き出すことが出来るのではないだろうか。それはこのラディカルな社会的な変化の歴史的系譜に関する問いである。この転換は日本固有の思索によつて生じたのではない。それは特定の歴史的な系譜をもつた社会システムと思想が日本に一九四五年以後移入されたということであり、その移入は、その淵源との関係から（確かにその世俗化した形態であるが）プロテスタントイイズムの教会論という視点からよりよく明らかにされることである。すなわち一九四五年以後の日本社会は、ひとつの社会システムの伝統に接続することになった。

しかしここで改めて指摘し、確認しておかねばならない問題は、なぜこの社会システムの転換が、その転換の実として生じるべき、新しい社会システム、すなわち健全な民営化や市場化、自発的結社の成長や宗教団体の自立へと結びつ

かないのか、ということである。あるいは別の言い方をするならば、この戦後の転換の実としての自由化をなぜ日本は推し進めることができないのであろうかということである。制度や社会システムのラディカルな転換とその運用が、かならずしも、その制度にこめられた精神を適切に表現したり、具現化するものではないということになる。すなわち制度と意識とのズレである。それは制度は出来あがったが、それを担う意識や精神が欠如して場合に生じる制度の空洞化である。この一九四五年以後の社会システムを活かし切るためには、信仰や神学という問題を超えて、このシステムを生み出した教会論の精神を知っていることが必要だということにならないであろうか。そのように考えることができるならば、「神道指令」の神学史的考察の意味も改めて認識されるに違いない。

## 注

- (1) 本稿は二〇〇二年一月一九日に行われた聖学院大学総合研究所の研究プロジェクト「グローバル化の文脈における日本研究」の研究会での報告を、当日の議論をふまえて書き改めたものである。
- (2) 本論は神学史的な解釈であり、同時に法的な解釈を重視している。相沢久「日本国憲法下における国家と宗教」『ジュリスト増刊(総合特集「現代人と宗教」)二二号(一九八一年一月号)二一九―二二五頁を参照のこと。なぜなら社会における宗教の問題を論じる場合宗教の規定は法的制度化をもってなされるべきだと考えているからである。
- (3) たとえば神社本庁『神道指令と政教分離』神社本庁時局対策本部 一九八五年
- (4) たとえば大原康男『神道指令の研究』(原書房)。それに対して法学の立場から「神道指令」と「日本国憲法」を結びつけて憲法における宗教問題を考える立場としては大石眞『憲法と宗教制度』(有斐閣)を参照のこと。

- (5) 柴田史子『占領と宗教』研究の最近の動向」井門富二夫編『占領と日本宗教』（未来社）五六三頁以下
- (6) この点については神社新報社編『近代神社神道史』（神社新報社）を参照のこと。
- (7) W. P. Woodard, The Allied Occupation of Japan, 1945-1952, Leiden 1972
- (8) 井門富二夫編『占領と日本宗教』（未来社）
- (9) この視点からの教会論の先駆的な研究としては Ernst Troeltsch, Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen, Tübingen 1912; ders., Die Trennung von Staat und Kirche. Der staatliche Religionsunterricht und die theologischen Fakultäten, Heidelberg, 1906を参照のこと。
- (10) 坂本義和、R・E・ウォード編『日本占領の研究』（東京大学出版会）等を参照のこと
- (11) 翻訳は『米国陸海軍 軍政／民事マニュアル 一九四三年一月三日 FM27-5, NAV50E-3』（竹前栄治、尾崎毅訳）みすず書房
- (12) 阿部美哉「占領軍による国家神道の解体と天皇の人間化」井門富士夫編『占領と日本宗教』（未来社）七三頁以下
- (13) 同 一三二頁
- (14) 注(11)を参照のこと。
- (15) この点については竹前栄治「神道指令と宗教政策——民間情報教育局宗教課長W・バンズ少佐」『日本占領——GHQ高官の証言』（中央公論社）一八五—二二二頁
- (16) A・C・オプラー（納谷・高地訳）『日本占領と法制改革——GHQ担当者の回顧』（日本評論社）一九九〇年を参照のこと
- (17) ウッダード 邦訳六頁
- (18) 同上
- (19) 同上
- (20) このあたりの研究、アメリカタイプ教会と国家の分離、フランス・タイプのライシテの考え方、さらにドイツや北欧の国民教会の考え方などについては大石眞『憲法と宗教制度』（有斐閣）に詳しい。とりわけここでは触れないフランスの問題については Maurice Hauvrou, Principes de la loi du 9 décembre 1905 sur la separation des églises et de l'État du Précis de droit administrative, 6<sup>ème</sup> édition, 1906, 45-80 また E. R. Huber, Dokumente zur deutschen Verfassungs-

geschichte, Bd. III, 1990 (3. Aufl.), 146f. (Nr. 93, 95), Bd. IV, 1991 (3. Aufl.), 6f. (Nr. 7) を参照のこと。

- (21) 大原 前掲書
- (22) 神道指令の原文及び翻訳は大原康男『神道指令の研究』(原書房)に掲載されている。ただし大原の「神道指令」解釈についてはほとんど賛成することができない。「神道指令」の解釈については、井門富士夫編『占領軍と日本宗教』(未来社)及びW・P・ウッダードの以下の一連の研究を参照のこと。
- (23) Ernst Troeltsch, Das Verhältnis des Protestantismus zur Kultur, in: Aufsätze zur Geistesgeschichte und Religionssoziologie, Gesammelte Schriften, Bd. IV, hrsg. H. Baron, 1925 に おける Troeltsch の議論を参照のこと。
- (24) この点については Ernst Troeltsch, Die Bedeutung der Protestantismus für die Entstehung der modernen Welt, München 1906, 1912 (2. Aufl.) を参照のこと。
- (25) History of the Nonmilitary Activities of the Occupation Japan, 1945-1951
- (26) 同上 一七頁
- (27) ウッダード 前掲書 一一五頁
- (28) 同上
- (29) 同上
- (30) その後同じような適応はたとえばイスラム圏で最初にこの原理を受け入れたトルコ共和国の建国という出来事において見いだされると言つてよいであろう。
- (31) 福田繁「検証 GHQ の宗教政策(二)」、『倫理宏正』第三八卷一〇号 二頁以下
- (32) 昭和五年七月一三日の「津地鎮祭訴訟」の最高裁判決文からの引用